

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日が休きは、とある翌日)

目次

◆条例

鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例(文化国際課)

鳥取県景観形成条例(自然保護課)

鳥取県中山間ふるさと農村活性化基金条例(農村整備課)

鳥取県森林整備担い手育成基金条例(林務課)

使用料の額の改定等に関する条例(広報文書課)

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(人事課)

鳥取県税条例の一部を改正する条例(税務課)

鳥取県福祉地区及び福祉事務所設置条例の一部を改正する条例(社会課)

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例(高齢者対策課)

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例(医務課)

鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部を改正する条例(労政・能力開発課)

鳥取県家畜人工授精師講習手数料徴収条例の一部を改正する条例(畜産課)

公布された条例のあらまし

◆鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例

一 目的(第一条関係)

この条例は、鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とするとした。

二 設置(第二条関係)

県民の文化の振興を図るため、鳥取県立県民文化会館(以下「県民文化会館」という。)を鳥取市に設置することとした。

三 利用の許可(第三条関係)

県民文化会館を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならないこととした。

四 使用料の徴収(第四条関係)

鳥取県港湾施設管理条例の一部を改正する条例(港湾課)
鳥取県建築基準条例の一部を改正する条例(建築課)
鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例及び鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(企業局総務課)
鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例(警務課)
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(防犯少年課)
鳥取県団体営土地改良事業助成条例を廃止する条例(耕地課)

県民文化会館の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収することとした。

五 使用料の減免（第五条関係）

知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めることにより、使用料を減免することができることとした。

六 管理の委託（第六条関係）

知事は、県民文化会館の施設設備の保全及び利用者の応接に関する事務を財団法人鳥取県文化振興財団に委託することとした。

七 規則への委任（第七条関係）

この条例に定めるもののほか、県民文化会館の管理に関する事項は、規則で定めることとした。

八 施行期日等

1 この条例は、平成五年十月一日から施行することとした。

2 長期かつ独占的な利用について議会の議決を要する重要な公の施設として県民文化会館を指定するため、重要な公の施設等の指定等に関する条例について所要の改正をすることとした。

◇鳥取県景観形成条例

一 総則

1 目的（第一条関係）

この条例は、本県における景観形成の基本理念その他景観

形成に関し基本となる事項を定めるとともに、景観形成施策の総合的な推進及び自発的な景観形成活動の促進を図ることにより、優れた景観を有する美しい県土をつくりあげることを目的としたとした。

2 基本理念（第二条関係）

景観形成は、本県固有の景観が県民全体の貴重な共有財産であることにかんがみ、広く県民がその恵沢を享受するとともに、将来の県民に優れた景観を継承することができるよう、県、市町村、県民及び事業者が一体となって適正に行われなければならないこととした。

3 定義（第三条関係）

(一) この条例において「景観形成」とは、優れた景観を保全し、又は創造することをいうこととした。

(二) この条例において「景観形成施策」とは、県又は市町村が景観形成を図るために行う施策をいうこととした。

(三) この条例において「景観形成活動」とは、県民又は事業者が景観形成を図るために行う活動をいうこととした。

(四) この条例において「特定行為」とは、次に掲げる行為をいうこととした。

- (1) 一定の建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築、移転又は外観の変更
- (2) 木竹の伐採
- (3) 屋外における物品の集積又は貯蔵

- (4) 鉱物の掘採又は土石の採取
 (5) 土地の区画形質の変更
- (五) この条例において「大規模行為」とは、次に掲げる行為をいうこととした。
- (1) 建築物等で、その高さ又は面積が一定の規模を超えるものの新築、増築（増築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなる増築を含む。）、改築（改築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなる改築を含む。）、移転又は外観の変更
 - (2) 屋外における物品の集積又は貯蔵で、その高さ又はその用に供される土地の面積が一定の規模を超えるもの
 - (3) 鉱物の掘採又は土石の採取で、地形の外観の変更に係る土地の面積が一定の規模を超えるもの又は高さ及び長さが一定の規模を超える法面若しくは擁壁を生ずるもの
 - (4) 土地の区画形質の変更で、変更に係る土地の面積が一定の規模を超えるもの又は高さ及び長さが一定の規模を超える法面若しくは擁壁を生ずるもの
- (六) 県及び市町村の責務（第四条関係）
- (1) 県民及び事業者は、景観形成活動を自発的に行うとともに、景観形成施策に協力するよう努めるものとすることとした。
 - (2) 県民は、景観形成に配慮して行動するよう心がけ、日常生活における美化、緑化等に努めるものとすることとした。

- 二 景観形成基本方針（第六条関係）
- 1 知事は、県土の景観形成に関する基本方針（以下「景観形成基本方針」という。）を定めるものとすることとした。
 - 2 景観形成基本方針には、次の事項を定めるものとすることとした。
- (1) 県土の景観形成に関する基本構想
 - (2) 景観形成地域の指定に関する基本的な事項
 - (3) 特定行為及び大規模行為に係る景観形成のための指導等に関する基本的な事項

(四) 景観形成活動の促進に関する基本的な事項

(五) その他の景観形成施策の推進に関する基本的な事項

3 景観形成基本方針を定め、又は変更しようとする場合における鳥取県景観審議会の意見聴取等について規定することとした。

三 景観形成地域

1 地域指定（第七条関係）

知事は、次のいずれかの地域及びその周辺の地域のうち、県土の景観形成上重要な地域を景観形成地域として指定することができるとした。

(一) 山、海岸、河川、湖沼等の豊かな自然を有する地域

(二) 神社、寺院、遺跡等の歴史的資産又は歴史的風致を形成している町並みを有する地域

(三) 広がりのある田園景観又は集落と周辺の田園、森林等が一体となつた独自の景観を有する地域

(四) 主要な交通施設及びこれに隣接する地域

(五) 一定の都市施設が集積している地域

2 景観形成地域基本計画（第八条関係）

(一) 知事は、景観形成地域を指定するときは、当該地域における景観形成に関する基本計画（以下「景観形成地域基本計画」という。）を定めるものとすることとした。

(二) 景観形成地域基本計画には、次の事項を定めるものとす

ることとした。

(1) 当該地域の景観形成に関する基本構想

(2) 当該地域内において特定行為をする者が遵守すべき景観形成のための基準（以下「特定行為景観形成基準」という。）

(3) 当該地域における景観形成活動の促進に関する事項

(4) 当該地域におけるその他の景観形成施策の推進に関する事項

3 特定行為景観形成基準（第九条関係）

特定行為景観形成基準には、次の事項を定めるものとするとした。

(一) 建築物等の位置、規模及び外観並びにその敷地の緑化に関する事項

(二) 木竹の伐採の位置、規模及び方法並びにその後の措置に関する事項

(三) 屋外における物品の集積又は貯蔵の位置、規模及び方法並びにその物品の遮へいに関する事項

(四) 鉱物の掘採又は土石の採取の位置、規模及び方法、その際の遮へい並びにその後の措置に関する事項

(五) 土地の区画形質の変更の位置及び規模並びにその後の土地の形状及び緑化に関する事項

4 指定等の手続（第十条関係）

景観形成地域の指定等をしようとする場合における関係市

町村長及び鳥取県景観審議会の意見聴取、指定案の公表及び縦覧、公聴会の開催等について規定することとした。

5 特定行為の届出（第十一條関係）

(一) 景観形成地域内において特定行為をしようとする者は、

当該特定行為に着手する日の五十日前までに、当該特定行

為の種類、場所、内容及び着手予定日その他一定の事項を

知事に届け出なければならないこととした。

(二) (一)の届出に係る特定行為の場所又は内容の変更の届出等

について規定することとした。

6 特定行為に係る適用除外行為（第十二条関係）

(一) 5は、次の特定行為については、適用しないこととし

た。

(1) 法令又は他の条例に基づく許可、認可、届出等を要す

る一定の特定行為

(2) 国、地方公共団体その他一定の公共的団体（以下「国

等」という。）が行う特定行為

(3) 非常災害のために必要な応急措置として行う特定行為

(4) 景観形成地域が指定され、又はその区域が拡張された際当該指定又は拡張に係る区域内において既に着手して

いた特定行為

(5) 通常の管理行為、軽易な行為その他の一定の行為

(二) 非常災害のために必要な応急措置として特定行為をした場合における報告について規定することとした。

7 特定行為についての指導等（第十三条関係）

景観形成地域内において特定行為（適用除外行為を除く。）をする者に対する指導、勧告、公表等について規定することとした。

四 大規模行為に関する景観形成

1 大規模行為景観形成基準（第十四条関係）

(一) 知事は、大規模行為をする者が遵守すべき景観形成のための基準（以下「大規模行為景観形成基準」という。）を定めるものとすることとした。

(二) 大規模行為景観形成基準には、大規模行為に係る三の(一)及び(二)から(五)までの事項を定めるものとすることとした。

(三) 大規模行為景観形成基準を定め、又は変更しようとする場合における鳥取県景観審議会の意見聴取等について規定することとした。

2 大規模行為の届出（第十五条関係）

(一) 景観形成地域外において大規模行為をしようとする者は、当該大規模行為に着手する日の五十日前までに、当該大規模行為の種類、場所、内容及び着手予定日その他一定の事項を知事に届け出なければならないこととした。

(二) (一)の届出に係る大規模行為の場所又は内容の変更の届出等について規定することとした。

3 大規模行為に係る適用除外行為（第十六条関係）

(一) 2は、次の大規模行為については、適用しないこととした。

(1) 法令又は他の条例に基づく許可、認可、届出等を要する一定の大規模行為。

(2) 国等が行う大規模行為

(3) 非常災害のために必要な応急措置として行う大規模行為

(4) 通常の管理行為、軽易な行為その他の一定の行為

(二) 非常災害のために必要な応急措置として大規模行為をした場合における報告について規定することとした。

4 大規模行為についての指導等(第十七条関係)

景観形成地域外において大規模行為(適用除外行為を除く。)をする者に対する指導、勧告、公表等について規定することとした。

五 公共事業に関する景観形成(第十八条関係)

1 知事は、県が土木その他の建設事業(以下「公共事業」という。)を行うに当たって遵守すべき景観形成のための指針

(以下「公共事業景観形成指針」という。)を定めるものとすることとした。

2 公共事業景観形成指針には、次の事項を定めるものとすることとした。

(一) 公共事業に共通の設備等に關し留意すべき事項

(二) 公共事業の種類に応じて特に留意すべき事項

六 市町村景観形成基本計画(第十九条関係)

1 市町村は、景観形成基本方針及び景観形成地域基本計画との整合性を確保しつつ、当該市町村における景観形成に関する基本計画(以下「市町村景観形成基本計画」という。)を定めるよう努めるものとするとした。

2 市町村景観形成基本計画には、次の事項を定めるものとすることとした。

(一) 当該市町村の景観形成に関する基本構想

(二) 当該市町村における景観形成活動の促進に関する事項

(三) 当該市町村におけるその他の景観形成施策の推進に関する事項

3 県は、市町村に対し、市町村景観形成基本計画の策定及び

それに基づく景観形成施策のうち特に重要なものの実施について、助言、情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとすることとした。

1 設置等（第二十条関係）

(一) 知事の諮問に応じて景観形成に関する事項を調査審議させるため、鳥取県景観審議会を置くこととした。

(二) 鳥取県景観審議会は、景観形成に関する事項について、知事に意見を述べることができることとした。

2 組織及び運営（第二十一条～第二十五条関係）

鳥取県景観審議会の組織及び運営に関し、必要な事項を規定することとした。

八 雜則

1 既存の建築物等の所有者等に対する要請（第二十六条関係）

(一) 知事は、県土の景観形成を図る上で著しく支障があると認められる建築物等又は土地を所有し、又は管理する者に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができることとした。

(二) (一)の要請をしようとする場合における鳥取県景観審議会の意見聴取について規定することとした。

2 景観形成巡視員（第二十七条関係）

(一) 景観形成を図るために必要な巡視活動を行わせるため、景観形成巡視員を置くこととした。

(二) 景観形成巡視員の任命に関し、必要な事項を規定することとした。

3 市町村条例との調整（第二十八条関係）

特定行為又は大規模行為について条例で必要な規制を定め

ている市町村の区域において行われる行為のうち一定のものについては、三又は四は適用しないこととした。

4 規則への委任（第二十九条関係）

この条例の施行に際し必要な事項は、規則で定めることとした。

九 罰則（第三十条、第三十一条関係）

所定の届出を行わなかつた者等に対する所要の罰則を定めることとした。

十 施行期日等

1 施行期日

この条例は、平成五年四月一日から施行することとした。

ただし、四の2は、規則で定める日から施行することとした。

2 経過措置

四の2の施行の際既に着手していた大規模行為については、四の2は適用しないものとすること等所要の経過措置を講ずることとした。

3 檢討

知事は、この条例の施行後三年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることとした。

十一 鳥取県屋外広告物条例の一部改正

鳥取県景観形成条例により指定される景観形成地域のうち

知事が指定する地域を屋外広告物の表示等を禁止し、又は制限する地域とすることとした。

◇鳥取県中山間ふるさと農村活性化基金条例

一 設置（第一条関係）

地方自治法の規定に基づき、中山間地域において住民が共同して行う農業用用排水施設等の多様な機能の維持及び強化に係る活動等を推進し、もって中山間地域の農村の活性化を図るために、鳥取県中山間ふるさと農村活性化基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

二 積立て（第二条関係）

基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とすることとした。

三 管理（第三条関係）

基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならないこととした。

四 運用益金の処理（第四条関係）

1 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるものとすることとした。

2 前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるこ

ととした。

五 繰替運用（第五条関係）

知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるとした。

六 委任（第六条関係）

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。

七 施行期日

この条例は、平成五年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県森林整備担い手育成基金条例

一 設置（第一条関係）

地方自治法の規定に基づき、林業従事者の安全衛生の水準の向上、技術及び技能の向上、厚生福利制度の充実等を推進し、もって森林整備の担い手の育成を図るため、鳥取県森林整備担い手育成基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

二 積立て（第二条関係）

基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とすることとした。

三 管理（第三条関係）

基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実か

「有利な方法によりこれを保管しなければならないこととした。

四 運用益金の処理（第四条関係）

1 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金の目的を達成するために必要な経費の財源に充てることとした。

2 前項の場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てることとした。

五 繰替運用（第五条関係）

知事は、財政上必要があると認められるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるとした。

六 委任（第六条関係）

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。

七 施行期日

この条例は、平成五年四月一日から施行することとした。

◇ 使用料の額の改定等に関する条例

1 次の使用料の額を引き上げることとした。（第一条～第五条関係）

1 県立皆生小児療育センター及び県立鳥取療育園の利用に係る使用料並びに県立岩井長者寮及び県立福原原荘並びに県立境港通勤寮の利用に係る使用料

2 県立病院の利用に係る使用料

3 県立都市公園の公園施設の管理に係る使用料並びに県立布勢総合運動公園及び県立東郷湖羽合臨海公園の利用に係る使用料

4 県営武道館の利用に係る使用料及び武道教室参加料並びに県営屋内プールの利用に係る使用料及び水泳教室参加料

5 県立倉吉体育文化会館の体育館等の利用に係る使用料及びスポーツ教室参加料

二 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 この条例は、平成五年四月一日から施行することとした。

◇ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一 公安職給料表に十級を新設することとした。

二 この条例は、平成五年四月一日から施行することとした。

◇ 鳥取県税条例の一部を改正する条例

一 新たに信託業務を営むことができることとなる金融機関が引き受ける合同運用信託に係る運用益についても、受益者には県民税及び事業税を課さないこととするとした。（第三十一条、第四十七条の二関係）

二 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 この条例は、平成五年四月一日から施行することとした。ただし、二は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県福祉地区及び福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

一 福祉事務所は、老人福祉及び身体障害者福祉に関する市町村相互間の連絡調整等の事務を分掌する場合には、当該事務について、福祉地区のほか、次の区域を管轄することとした。

福 祉 事 務 所	所 管 区 域
東部福祉事務所	鳥取市
中部福祉事務所	倉吉市
西部福祉事務所	米子市及び境港市

◇鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

一 一歳以上三歳未満の者で病院又は診療所に入院し、又は入所しているものに係る医療費についても、助成の対象とすることとした。

二-1 この条例は、平成五年四月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例

一 医療法の一部が改正され、この条例で引用している同法の条文に移動があつたことに伴う所要の規定の整備を行うこととした。

二 この条例は、平成五年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部を改正する条例

一 管理監督者課程の向上訓練の受講料の徴収に関する規定を削除することとした。(旧第四条関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 この条例は、平成五年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県家畜人工授精師講習手数料徴収条例の一部を改正する条例

一 家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の受講について手数料を徴収することとし、その額は五万四百円(家畜体外受精卵移植に関する科目のみを受講する場合にあっては、一万円)とすることとした。

二 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 この条例は、平成五年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

一 港湾施設用地に建物を設置する場合の使用期間を五年以内(現行一年以内)に延長することとした。

二 この条例は、平成五年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県建築基準条例の一部を改正する条例

一 日影による中高層建築物の高さ制限に係る対象区域及び日影時間の指定が改正前の建築基準法によるものであることを明示

することとした。

二 この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◇鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例及び鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

一 鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部改正

1 県立西部健康増進センターにプール及びテニスコートを設置し、それらに係る使用料を定めることとした。(別表関係)

2 県立健康増進センターの使用料の回数券による徴収について規定することとした。(第四条関係)

3 県立健康増進センターの体育施設使用料及び入浴施設使用料の額を引き上げることとした。(別表関係)

二 鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正

1 観光施設事業を廃止することとした。(第一条関係)

2 観光施設の設置及び管理に関する規定を削除することとした。(第六条の二関係)

3 観光施設の利用に係る料金についての規定を削除することとした。(第七条、別表第二関係)

三 施行期日等

1 この条例は、平成五年四月一日から施行することとした。

2 皆生温泉公園の回数券に係る措置について定めることとした。

3 鳥取県営埋立事業等についての地方公営企業法の規定の適用に関する条例について、観光施設事業の廃止に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

◇鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

一 警察官の階級別定員を次のとおり改めることとした。

階級	定員	現行	改正後
警視		四六人	四九人
警部		九一人	九九人
警部補・巡查部長		五三七人	五五〇人
巡査		四五六人	四三人

二 一般職員の定員を二三五人(現行二三三人)に改めることとした。

三 この条例は、平成五年四月一日から施行することとした。

◇風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

一 都市計画法に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層

住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域は、風俗営業の許可をしない地域とすることとした。(第三条関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三-1 この条例は、公安委員会規則で定める日から施行することとした。ただし、二は、平成五年四月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県団体営土地改良事業助成条例を廃止することとした。

一 鳥取県団体営土地改良事業助成条例は、廃止することとした。

二-1 この条例は、平成五年四月一日から施行することとした。

2 補助金の返還に係る経過措置を講ずることとした。

3 施行日前に行われた団体営土地改良事業に係る補助金の交付について定めることとした。

鳥取県条例第二号

鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第二条 県民の文化の振興を図るため、鳥取県立県民文化会館（以下「県民文化会館」という。）を鳥取市に設置する。

(利用の許可)

第三条 県民文化会館を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(使用料の徴収)

第四条 県民文化会館の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第五条 知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(管理の委託)

条例

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。
平成五年三月二十六日

第六条 知事は、県民文化会館の施設設備の保全及び利用者の応接に関する事務を財団法人鳥取県文化振興財團に委託する。

(規則への委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、県民文化会館の管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成五年十月一日から施行する。

(重要な公の施設等の指定等に関する条例の一部改正)

2 重要な公の施設等の指定等に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げる、第一号を第二号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例（平成五年三月鳥取県条例第二号）第二条の規定により設置された鳥取県立県民文化会館

		分 区		金 額	
		午前の使用料	午後の使用料	夜間の使用料	全日の使用料
大ホール		入場料の最高額が千円以下のとき。	三三、〇〇〇円	六四、〇〇〇円	八〇、〇〇〇円
平日利用する場合		入場料の最高額が千円を超えるとき。	四一、六〇〇円	八三、二〇〇円	一〇四、〇〇〇円
休日利用する場合		入場料を徴収するとき。	五一、二〇〇円	一〇一、四〇〇円	一一八、〇〇〇円
入場料を徴収しないとき。		入場料の最高額が五千円を超えるとき。	三三、〇〇〇円	六四、〇〇〇円	一六〇、〇〇〇円
入場料を徴収するとき。		入場料の最高額が千円以下のとき。	三八、四〇〇円	一二八、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円
入場料を徴収しないとき。		入場料の最高額が千円を超えるとき。	四九、九〇〇円	七六、八〇〇円	九六、〇〇〇円
入場料を徴収するとき。		入場料の最高額が三千円以下の場合。	六一、四〇〇円	九九、八〇〇円	一二四、七〇〇円
入場料を徴収しないとき。		入場料の最高額が三千円を超えるとき。	七六、八〇〇円	一二三、八〇〇円	一五三、五〇〇円
入場料の最高額が千円以下のとき。		入場料の最高額が五千円を超えるとき。	三八、四〇〇円	七六、八〇〇円	一九二、〇〇〇円
			五、六〇〇円	一一、二〇〇円	一四、〇〇〇円
					二八、〇〇〇円

		小ホール		平日に利用する場合		入場料を徴収するとき。		入場料の最高額が三千円を超えるとき。	
		入場料を徴収しないとき。		入場料を徴収するとき。		入場料の最高額が三千円を超えるとき。		入場料の最高額が三千円を超えるとき。	
第 七 樂 屋	第 六 樂 屋	入場料を徴収しないとき。		入場料を徴収するとき。		入場料の最高額が三千円を超えるとき。		入場料の最高額が三千円を超えるとき。	
		入場料の最高額が三千円以下のとき。	入場料の最高額が三千円を超えるとき。	入場料の最高額が三千円以下のとき。	入場料の最高額が三千円を超えるとき。	入場料の最高額が三千円以下のとき。	入場料の最高額が三千円を超えるとき。	入場料の最高額が三千円以下のとき。	入場料の最高額が三千円を超えるとき。
四八〇円	七六〇円	一、一八〇円	五二〇円	一、〇四〇円	三三〇円	六四〇円	八〇〇円	一、二〇〇円	一、九〇〇円
九六〇円	一、二〇〇円	一、五二〇円	二、三六〇円	二、九五〇円	五、九〇〇円	二、六〇〇円	二、四〇〇円	一、九〇〇円	一、五二〇円
第一 樂 屋	第二 樂 屋	第三 樂 屋	第四 樂 屋	第五 樂 屋	第六 樂 屋	第七 樂 屋			

第八 楽屋	四四〇円	八八〇円	一一〇〇円	二二〇〇円
第九 楽屋	五八〇円	一、一六〇円	一、四五〇円	二、九〇〇円
第十 楽屋	六八〇円	一、三六〇円	一、七〇〇円	三、四〇〇円
樂屋事務室	二四〇円	四八〇円	六〇〇円	一、二〇〇円
リハーサル室	四、六二〇円	九、三四〇円	一一、五五〇円	二二、一〇〇円
第一練習室	五四〇円	一、〇八〇円	一、三五〇円	二、七〇〇円
第二練習室	六六〇円	一、三一〇円	一、六五〇円	三、三〇〇円
第三練習室	一、〇六〇円	二、一一〇円	二、六五〇円	五、三〇〇円
第四練習室	一、四四〇円	二、八八〇円	三、六〇〇円	七、一〇〇円

備考

一 この表において「午前」とは午前九時から正午までをいい、

「午後」とは午後一時から午後五時までをいい、「夜間」とは午後六時から午後十時までをいい、「全日」とは午前九時から午後十時までをいう。

四 この表に掲げる施設（以下「ホール等」という。）を午前零時から午前九時まで又は午後十時から午後十二時までの間に利用する場合の使用料の額は、午前又は夜間の使用料の額を勘案して知事が別に定める。

五 ホール等を正午から午後一時まで又は午後五時から午後六時までの間に利用する場合（全日の利用をする場合を除く。）の

使用料（以下「延長使用料」という。）の額は、午前又は午後の使用料の額を勘案して知事が別に定める。ただし、ホール等

その他の名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価として徴

2

区 分	單 位	金 額	展示室
			當利を目的とする場合
第一会議室	一日につき	二六、六〇〇円	一日につき
第二会議室	一時間につき	三、七九〇円	一時間につき
第三会議室	一時間につき	一、七六〇円	一時間につき
第四会議室	一時間につき	三、九七〇円	八八〇円
第五会議室	一時間につき	四四〇円	四一〇円
第六会議室	一時間につき	二七〇円	三一〇円
第七会議室	一時間につき	一一〇円	一一〇円
第八会議室	一時間につき	一一〇円	一一〇円
会議準備室	一日一平方メートルにつき	一トドルに二円	二円
フリースペース			

ら午後一時までの間の利用に係る延長使用料及び午後から引き続き夜間ににおいて利用する場合における午後五時から午後六時までの間の利用に係る延長使用料は、徴収しない。

展示室等使用料

備考

一 利用期間若しくは利用時間が一日未満若しくは一時間未満であるとき、又は利用面積が一平方メートル未満であるときは、一平方メートル未満の端数があるときは、一平方メートルとして計算するものとする。

二 利用面積が一平方メートル未満であるとき、又は利用面積に一平方メートル未満の端数があるときは、一平方メートルとして計算するものとする。

三 一件の使用料の額が百円未満である場合における当該使用料の額は、百円とするものとする。

四 会議室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、この表に定める使用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。

二 設備使用料

設備の価格等を勘案して知事が別に定める額

鳥取県景観形成条例をここに公布する。

平成五年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三号

鳥取県景観形成条例

目次

第一章 総則（第一条—第五条）	2
第二章 景観形成基本方針（第六条）	
第三章 景観形成地域（第七条—第十三条）	
第四章 大規模行為に関する景観形成（第十四条—第十七条）	
第五章 公共事業に関する景観形成（第十八条）	
第六章 市町村景観形成基本計画（第十九条）	
第七章 鳥取県景観審議会（第二十条—第二十五条）	
第八章 雜則（第二十六条—第二十九条）	
第九章 罰則（第三十条・第三十一条）	
附則	
第一章 総則	
(目的)	

第一条 この条例は、本県における景観形成の basic 理念その他景観形成に
関し基本となる事項を定めるとともに、景観形成施策の総合的な推進及
び自発的な景観形成活動の促進を図ることにより、優れた景観を有する
美しい県土をつくりあげることを目的とする。

(基本理念)

第二条 景観形成は、本県固有の景観が県民全体の貴重な共有財産である
ことからかんがみ、広く県民がその恵沢を享受するとともに、将来の県民
に優れた景観を継承することができるよう、県、市町村、県民及び事業
者が一体となって適正に行わなければならない。

(定義)

第三条 この条例において「景観形成」とは、優れた景観を保全し、又は

創造することをいう。

2 この条例において「景観形成施策」とは、県又は市町村が景観形成を
図るために行う施策をいう。

3 この条例において「景観形成活動」とは、県民又は事業者が景観形成
を図るために行う活動をいう。

4 この条例において「特定行為」とは、次の各号に掲げる行為をいう。
一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定す
る建築物又は規則で定める工作物（以下「建築物等」という。）の新
築、増築、改築、移転又は外観の変更

二 木竹の伐採

三 屋外における物品の集積又は貯蔵

四 鉱物の掘採又は土石の採取

五 土地の区画形質の変更

5 この条例において「大規模行為」とは、次の各号に掲げる行為をいう。

一 建築物等で、その高さ又は面積が規則で定める規模を超えるものの
新築、増築（増築後の高さ又は面積が規則で定める規模を超えること
となる増築を含む。）、改築（改築後の高さ又は面積が規則で定める
規模を超えることとなる改築を含む。）、移転又は外観の変更

二 屋外における物品の集積又は貯蔵で、その高さ又はその用に供され
る土地の面積が規則で定める規模を超えるもの

三 鉱物の掘採又は土石の採取で、地形の外観の変更に係る土地の面積
が規則で定める規模を超えるもの又は高さ及び長さが規則で定める規
模を超えるもの

四 土地の区画形質の変更で、変更に係る土地の面積が規則で定める規

模を超えるもの又は高さ及び長さが規則で定める規模を超える法面若しくは擁壁を生ずるもの

(県及び市町村の責務)

第四条 県及び市町村は、県民及び事業者が景観形成の必要性についての理解を深めるよう啓発に努めるものとする。

2 県は、地域の特性及び市町村の意向に配慮しつつ、広域的な景観形成施策を総合的に推進するものとする。

3 市町村は、県の景観形成施策との整合性を確保しつつ、地域の特性に応じた景観形成施策を主体的に推進するよう努めるものとする。

(県民及び事業者の責務)

第五条 県民及び事業者は、景観形成活動を自発的に行うとともに、景観形成施策に協力するよう努めるものとする。

2 県民は、景観形成に配慮して行動するよう心がけ、日常生活における美化、緑化等に努めるものとする。

3 事業者は、その事業活動を行うに当たり、景観形成のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 景観形成基本方針

第六条 知事は、県土の景観形成に関する基本方針（以下「景観形成基本方針」という。）を定めるものとする。

1 県土の景観形成に関する基本構想

2 景観形成地域の指定に関する基本的な事項

3 特定行為及び大規模行為に係る景観形成のための指導等に関する基本的な事項

四 景観形成活動の促進に関する基本的な事項

五 その他の景観形成施策の推進に関する基本的な事項

4 知事は、景観形成基本方針を定め、又は変更しようとするとときは、あらかじめ、鳥取県景観審議会の意見を聞くものとする。

3 知事は、景観形成基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、その旨及びその内容を告示するものとする。

第三章 景観形成地域

(景観形成地域の指定)

第七条 知事は、次の各号のいずれかに該当する地域及びその周辺の地域のうち、県土の景観形成上重要な地域を景観形成地域として指定することができる。

- 一 山、海岸、河川、湖沼等の豊かな自然を有する地域
- 二 神社、寺院、遺跡等の歴史的資産又は歴史的風致を形成している町並みを有する地域
- 三 広がりのある田園景観又は集落と周辺の田園、森林等が一体となつた独自の景観を有する地域

四 主要な交通施設及びこれに隣接する地域

五 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第五項に規定する都市施設が集積している地域

六 その他景観形成を図る必要があると認められる地域

(景観形成地域基本計画)

第八条 知事は、景観形成地域を指定するときは、当該地域における景観形成に関する基本計画（以下「景観形成地域基本計画」という。）を定めるものとする。

2 景観形成地域基本計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該地域の景観形成に関する基本構想

二 当該地域内において特定行為をする者が遵守すべき景観形成のための基準（以下「特定行為景観形成基準」という。）

三 当該地域における景観形成活動の促進に関する事項

四 当該地域におけるその他の景観形成施策の推進に関する事項

（特定行為景観形成基準）

第九条 特定行為景観形成基準には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物等の位置、規模及び外観並びにその敷地の緑化に関する事項

二 木竹の伐採の位置、規模及び方法並びにその後の措置に関する事項

三 屋外における物品の集積又は貯蔵の位置、規模及び方法並びにその物品の遮へいに関する事項

四 鉱物の掘採又は土石の採取の位置、規模及び方法、その際の遮へい並びにその後の措置に関する事項

五 土地の区画形質の変更の位置及び規模並びにその後の土地の形状及び緑化に関する事項

（指定等の手続）

第十条 知事は、景観形成地域を指定しようとするときは、あらかじめ、

関係市町村の長及び鳥取県景観審議会の意見を聴いて、その区域及び景観形成地域基本計画の案（以下「指定案」という。）を作成するものとする。

2 知事は、景観形成地域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則

で定めるところにより、その旨を公告し、指定案を当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前項の規定による公告があったときは、その区域に係る住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、指定案について、知事に意見書を提出することができる。

4 知事は、前項の規定により指定案について異議がある旨の意見書の提出があったとき、又は当該景観形成地域の指定に関し広く意見を聞く必要があると認めたときは、公聴会を開催することができる。

5 知事は、景観形成地域を指定するときは、その旨並びにその区域及び景観形成地域基本計画を告示するものとする。

6 景観形成地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

7 景観形成地域の解除、区域の変更並びに景観形成地域基本計画の廃止及び変更については、第一項、第五項及び第六項の規定（景観形成地域の区域の変更のうちその区域の拡張に係るもの及び景観形成地域基本計画の変更のうち特定行為景観形成基準の変更を伴うものにあっては、これらの規定のほか、第二項から第四項までの規定）を準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読み替えは、規則で定める。

（特定行為の届出）

第十一條 景観形成地域内において特定行為をしようとする者は、当該特定行為に着手する日の五十日前までに、規則で定めるところにより、当該特定行為の種類、場所、内容及び着手予定期日その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

2 景観形成地域が指定され、又はその区域が拡張された日後五十日以内に当該指定又は拡張に係る区域内において特定行為に着手しようとする

者に対する前項の規定の適用については、「当該特定行為に着手する日の五十日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

3 第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定行為の場所又は内容を変更しようとするときは、当該場所又は内容の変更に係る行為に着手する日の五十日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、第十三条第一項の規定によると指導又は同条第二項の規定による勧告に従うことにより変更を生ずるときは、この限りでない。

(特定行為に係る適用除外行為)

第十二条 前条の規定は、次の各号に掲げる特定行為については、適用しない。

一 法令又は他の条例に基づく許可、認可、届出等を要する特定行為で規則で定めるもの

二 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体（以下「国等」という。）が行う特定行為

三 非常災害のために必要な応急措置として行う特定行為

四 景観形成地域が指定され、又はその区域が拡張された際当該指定又是拡張に係る区域内において既に着手していた特定行為

五 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

2 前項第三号に掲げる特定行為をした者は、速やかに、規則で定めるところにより、その内容を知事に報告しなければならない。

(特定行為についての指導等)

第十三条 知事は、景観形成のために必要があると認めるときは、景観形成地域内において特定行為（前条第一項各号に掲げる特定行為を除く。）をする者に対し、特定行為景観形成基準に基づき、規則で定めるところにより、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

2 知事は、景観形成のため特に必要があると認めるときは、前項の規定による指導に従わない者に対し、規則で定めるところにより、当該指導に従うよう勧告することができる。

3 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該勧告を受けるべき者について聴聞を行ふものとする。ただし、その者が正当な理由がなくて聴聞に応じないとき、又は緊急やむを得ないときは、この限りでない。

4 知事は、第二項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

第四章 大規模行為に関する景観形成

(大規模行為景観形成基準)

第十四条 知事は、大規模行為をする者が遵守すべき景観形成のための基準（以下「大規模行為景観形成基準」という。）を定めるものとする。

2 大規模行為景観形成基準には、大規模行為に係る第九条第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項を定めるものとする。

3 知事は、大規模行為景観形成基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、鳥取県景観審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、大規模行為景観形成基準を定め、又は変更するときは、その旨及びその内容を告示するものとする。

(大規模行為の届出)

第十五条 景観形成地域において大規模行為をしようとする者は、当該

大規模行為に着手する日の五十日前までに、規則で定めるところにより、

当該大規模行為の種類、場所、内容及び着手予定日その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

2 第十一条第三項の規定は、前項の規定による届出をした者について準用する。

この場合において、同項ただし書中「第十三条第一項」とあるのは「第十七条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「同条第一項において準用する第十三条第二項」と読み替えるものとする。

(大規模行為に係る適用除外行為)

第十六条 前条の規定は、次の各号に掲げる大規模行為については、適用

しない。

一 法令又は他の条例に基づく許可、認可、届出等を要する大規模行為

で規則で定めるもの

二 国等が行う大規模行為

三 非常災害のために必要な応急措置として行う大規模行為

四 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

2 前項第三号に掲げる大規模行為をした者は、速やかに、規則で定めるところにより、その内容を知事に報告しなければならない。

(大規模行為についての指導等)

第十七条 知事は、景観形成のために必要があると認めるときは、景観形

成地域外において大規模行為(前条第一項各号に掲げる大規模行為を除く。)をする者に対し、大規模行為景観形成基準に基づき、規則で定め

るところにより、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

2 第十三条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による指導につ

いて準用する。

第五章 公共事業に関する景観形成

第十八条 知事は、県が土木その他の建設事業(以下「公共事業」という。)を行うに当たって遵守すべき景観形成のための指針(以下「公共事業景観形成指針」という。)を定めるものとする。

2 公共事業景観形成指針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 公共事業に共通の設備等に関する留意すべき事項

二 公共事業の種類に応じて特に留意すべき事項

三 その他公共事業における景観形成に関する必要な事項

3 知事は、国等(県を除く。)に対し、公共事業を行うに当たっては公共事業景観形成指針に配慮するよう要請するものとする。

4 知事は、公共事業景観形成指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、鳥取県景観審議会の意見を聴くものとする。

第六章 市町村景観形成基本計画

第十九条 市町村は、景観形成基本方針及び景観形成地域基本計画との整合性を確保しつつ、当該市町村における景観形成に関する基本計画(以下「市町村景観形成基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村景観形成基本計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の景観形成に関する基本構想

二 当該市町村における景観形成活動の促進に関する事項

三 当該市町村におけるその他の景観形成施策の推進に関する事項

- 3 県は、市町村に対し、市町村景観形成基本計画の策定及びそれにに基づく景観形成施策のうち特に重要なものの実施について、助言、情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。
- 第七章 鳥取県景観審議会
(設置等)
- 第二十条 知事の諮問に応じて景観形成に関する事項を調査審議させるため、鳥取県景観審議会(以下この章において「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、景観形成に関する事項について、知事に意見を述べることができること(組織等)
- 第二十一条 審議会は、委員十五人以内で組織する。
- 2 委員は、景観形成に関し学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。(任期)
- 第二十二条 委員の任期は、二年とする。(会長及び副会長)
- 2 委員は、再任されることができる。
- 2 会長は、会長及び副会長それぞれ一人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。(会議)

- 第二十四条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。(運営に関する細則)
- 第二十五条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関する必要な事項は、審議会が定める。
- 第八章 雜則
(既存の建築物等の所有者等に対する要請)
- 第二十六条 知事は、県土の景観形成を図る上で著しく支障があると認められる建築物等又は土地を所有し、又は管理する者に対し、規則で定めるところにより、必要な措置を講ずるよう要請することができる。
- 2 知事は、前項の規定による要請をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県景観審議会の意見を聴くものとする。(景観形成巡視員)
- 第二十七条 景観形成を図るために必要な巡視活動を行わせるため、景観形成巡視員を置く。
- 2 景観形成巡視員は、市町村の長が推薦する者の中から、知事が任命する。(市町村条例との調整)
- 第二十八条 市町村が特定行為又は大規模行為について条例で必要な規制を定めている場合にあっては、当該市町村の区域において行われる行為のうち規則で定めるものについては、第三章又は第四章の規定は、適用

しない。
講ずるものとする。

(規則への委任)

第二十九条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

第九章 罰則

第三十条 第十一条第一項若しくは第三項（第十五条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成五年四月一日から施行する。ただし、第十五条の規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 第十五条の規定の施行の際既に着手していた大規模行為については、同条の規定は、適用しない。

3 附則第一項ただし書の規則で定める日後五十日以内に大規模行為に着手しようとする者に対する第十五条第一項の規定の適用については、「当該大規模行為に着手する日の五十日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

(検討)

4 知事は、この条例の施行後三年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を

(鳥取県屋外広告物条例の一部改正)
一部を次のように改正する。

5 第二条第一項に次の一号を加える。

七 鳥取県景観形成条例（平成五年三月鳥取県条例第三号）第七条の規定により指定された景観形成地域のうち知事が指定する地域

第三条第一項に次の一号を加える。

四 鳥取県景観形成条例第七条の規定により指定された景観形成地域のうち知事が指定する地域

鳥取県中山間ふるさと農村活性化基金条例をここに公布する。

平成五年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第四号

鳥取県中山間ふるさと農村活性化基金条例
(設置)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一條第一項の規定に基づき、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村、過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域その他自然的、

経済的、社会的諸条件に恵まれない地域（以下「中山間地域」という。）

において、住民が共同して行う農業用排水施設等の多様な機能の維持及び強化に係る活動等を推進し、もって中山間地域の農村の活性化を図るため、鳥取県中山間ふるさと農村活性化基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、

第一条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるものとする。

2 前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

（繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

（設置）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第一項の規定に基づき、林業従事者の安全衛生の水準の向上、技術及び技能の向上、厚生福利制度の充実等を推進し、もって森林整備の担い手の育成を図るため、鳥取県森林整備担い手育成基金（以下「基金」という。）を設置する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次 次

平成五年三月二十六日

鳥取県森林整備担い手育成基金条例をここに公布する。

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

附 則

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

（委任）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、

2 第一条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるものとする。
前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、一般会

前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

(續替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法
期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用
することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附
則

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

使用料の額の改定等に関する条例をここに公布する。

平成五年三月二十六日

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取県条例第六号

使用料の額の改定等に関する条例

(鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

年三月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

九、三七〇円	
九、三七〇円	
一八、七四〇円	
	を
二一、五五〇円	一〇、七七〇円

第六条中「二万八千六百四十円」を「一万八千八百三十円」に改める。
別表第一中「三、一六〇円」を「三、九一〇円」に、「六、一八〇円」
を「八、〇三〇円」に、「一一、三〇〇円」を「一六、〇六〇円」に改
める。

別表第三中「一四八、八〇〇円」を「一五三、八〇〇円」とし、「一四七、八〇〇円」を「一五二、八〇〇円」に、「一四九、八〇〇円」を「

(鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第二条 烏取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年三月烏取
県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一中「三千七十五円」を「三千八百円」に、「六千円」を「七千八百円」に、「一万二千円」を「一万五千六百円」に改める。

(鳥取県都市公園条例の一部改正)

第三条 烏取県都市公園条例（昭和五十四年十月烏取県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「1、〇四〇疋」を「1、一一〇疋」に改める。

別表第四の「の1中「六〇円」を「七〇円」に、「八〇円」を「九〇円」に、「一一〇円」を「一四〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、六一〇円」に、「一、八七〇円」を「一、一五〇円」に、「七、〇〇〇円」

に、「二八、一〇〇円」を「三一、三一〇円」と、「三七、四九〇円」を「四三、一〇〇円」と、「二六〇円」を「三〇〇円」に、「五〇円」を「六〇円」に、「四六〇円」を「五三〇円」と、「一、〇九〇円」を「一、一五〇円」と、「三六〇円」を「一、一六〇円」と、「三六〇円」を「四一〇円」と、「一、八〇円」を「三一〇円」と、「一、七〇円」を「一〇〇円」と、「一、四〇円」を「一、六九〇円」を「一、九〇円」と、「一、一六〇円」を「一、四五〇円」に、「一、六九〇円」を「一、九三〇円」と、「一、五四〇円」を「一、九一〇円」と、「三九〇円」を「三、九〇〇円」と、「三三、四七〇円」を「三八、四九〇円」と、「一五〇円」を「一七〇円」と、「七〇〇円」を「八一〇円」と、「九三〇円」を「一、〇八〇円」と、「三、五〇〇円」を「四、〇〇円」に改める。

三〇〇円」に、「四、六八〇円」を「五、三九〇円」に、

一四、〇五

第四条 鳥取県社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正
年三月鳥取県条例第二十四号) の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表中「一、一一〇円」を「一、四一〇円」に、

一〇、七八〇円	一〇、〇円
一六、一六〇円	一〇、〇円
二一、五六〇円	一〇、〇円

「三、五一〇円」を「四、四〇円」に改め、同表の一の2中「五〇円」を「六〇円」に、「五九〇円」を「六八〇円」と、「一、七九〇円」を「一、〇六〇円」と、「一、九〇円」を「三四〇円」と、「八六〇円」を「一、〇三〇円」と、「一、一〇〇円」を「一、三八〇円」に、

弓道場	補助道場
一時間につき 三一〇円	一時間につき 三六〇円

「一、八六〇円」を「三、二九〇円」に、「六、九〇〇円」を「七、九〇〇円」と、「一、一〇〇円」を「一、八六〇円」と、「一〇、三〇〇円」を「一、八五〇円」と、「一、一〇〇円」を「一〇、七一〇円」と、「三一、三一〇円」を「三六、〇一〇円」と、「三七、〇八〇円」を「三一、一四〇円」と、「四七、四八〇円」を「五三〇円」と、「五七〇円」を「六六〇円」に、「三五〇円」を「五〇〇円」と、「四三〇円」を「四九〇円」と、「一、〇九〇円」を「一、一五〇円」と、「因七〇円」を「五四〇円」に、「一六〇円」を「三〇〇円」と、「三一〇円」を「三七〇円」と、「一、六八〇円」を「一、九五〇円」と、「八四〇円」を「九八〇円」に、「五六〇円」を「六五〇円」に、「四一〇〇円」を「四、八三〇円」と、「一一、六〇〇円」を「一四、四八〇円」に改める。

(鳥取県社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一の表)

弓道場	補助道場
一時間につき 三一〇円	一時間につき 三六〇円

「五〇円」を「六〇円」に、「五一〇円」を「五九〇円」と、「一一〇円」を「一四〇円」と、「一、〇三〇円」を「一、一八〇円」に改め、同表の備考中2を3とし、1を2とし、1として次のように加える。

1 利用時間が一時間未満であるときは、又は利用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算するものとする。

別表第一の二中「八〇円」を「九四〇円」に、「一、〇三〇円」を「一、一八〇円」に、「一、三三〇円」を「一、五三〇円」に改める。

別表第二の一を次のように改める。

一 施設使用料

										区 分	金 額
高等学校		学校の生徒		児童又は中		幼 児		温水			
温水		冷水		温水		冷水		温水		基本 利 用	一人につき
超 過 利 用	基 本 利 用	一人につき	二三〇円								
一人につき	六〇円	四〇円									
一三〇円	五三〇円	六〇円	八〇円	三三〇円	二三〇円	八〇円	六〇円	四〇円	二三〇円	一三〇円	一三〇円

ル プ

利用一般

高等学校の ものに 限る。)		団体(二十人以上の中の生徒)		児童又は中学校の生徒		幼児		大人		学生又は一般人		生徒	
		冷水	温水	冷水	温水	冷水	温水	冷水	温水	冷水	温水	冷水	基本利用
超過利用	基本利用	超過利用	基本利用	超過利用	基本利用	超過利用	基本利用	超過利用	基本利用	超過利用	基本利用	超過利用	基本利用
一人一時間につき	一人につき	一人一時間につき	一人につき	一人一時間につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
一一〇円	四二〇円	五〇円	一八〇円	七〇円	三〇円	二六〇円	五〇円	一〇円	一〇円	一〇円	一〇円	一〇円	三七〇円

備考

- 備考

 - 1 利用時間が一時間未満であるときは、又は利用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算するものとする。
 - 2 この表において「基本利用」とは二時間までの利用をいい、「超過利用」とは二時間を超えて利用する場合の当該二時間を超える時間における利用をいう。
 - 3 研修室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、この表に定める使用料の額に当該額の二割に相当する額を加算するものとする。

別表第二の二中「二、五七〇円」を「二、九六〇円」に、「三、一九

「〇畠」を「三、六七〇畠」に、「五、五六〇畠」を「六、三九〇畠」に、「六、三八〇畠」を「七、三四〇畠」に、「一、八五〇畠」を「二、一三〇畠」に改める。

(鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)
第五条 鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和五
十六年三月鳥取県条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表の一中

五九〇円
一、七九〇円

を

六八〇四

3 研修室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときはこの表に定める使用料の額に当該額の二割に相当する額を加算するものとする。

別表第一の二中「三、五七〇円」を「三、九六〇円」に、「三、一九

二、〇六〇円

に、「一九〇円」を「三四〇円」に

「八九〇円」を

「一、〇三〇円」に、「一九〇円」五九〇円を「二三〇円」六九〇円に、「一、一〇〇円」を「一、三八〇円」に、「一、八六〇円」を「三、一九〇円」に、「八、〇三〇円」を「九、二三〇円」に、「一四、〇〇〇円」を「一六、一〇〇円」に、「一一、〇五〇円」を「一三、八六〇円」に、「一一〇、七〇〇円」を「一三、八一〇円」に、「三五、四〇〇円」を「四〇、七五〇円」に、「三〇、七九〇円」を「三五、四一〇円」に、「五三、五六〇円」を「六一、五九〇円」に、「五〇円」を「六〇円」に、「一、六四〇円」を「一、八八〇円」に、「一、〇六〇円」を「一、三六〇円」に、「一、一四〇円」を「一、四五〇円」に、「一、六七〇円」を「三、〇七〇円」に、「三、二九〇円」を「三、七七〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、九〇〇円」に、「五、三五〇円」を「六一三〇円」に、「五六〇円」を「六六〇円」に、「七〇〇円」を「八一〇円」に、「七〇、一〇〇円」を「八五〇円」に、「一、〇七〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、三一〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、六五〇円」に、「一、四七〇円」を「一、七一〇円」に、「一、八三〇円」を「一、一四〇円」に、「三一〇円」を「三八〇円」に、「四一〇円」を「四七〇円」に、「四一〇円」を「四九〇円」に、「五二〇円」を「六一〇円」に、「六五〇円」を「七六〇円」に、「八一〇円」を「九六〇円」に、「八五〇円」を「九九〇円」に、「一、

〇六〇円」を「一、一九〇円」に、「二一〇円」を「一七〇円」に、「一、一七〇円」を「三三〇円」に、「二八〇円」を「三五〇円」に、「四五〇円」を「五四〇円」に、「五六〇円」を「六七〇円」に、「五八〇円」七三〇円を「七〇〇円」八八〇円に改め、同表の三中「六一〇円」を「七〇〇円」に、「八一〇円」を「九四〇円」に、「一、〇三〇円」を「一、一八〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成五年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第七号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第二 公安職給料表(第三条関係)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	給料月額									
1	—	—	—	217,800	250,600	268,900	287,600	307,500	338,300	373,600
2	148,900	163,500	188,000	224,800	259,200	277,800	297,100	317,200	348,200	385,800
3	155,300	170,200	195,600	232,400	267,900	286,800	306,600	326,900	358,200	398,100
4	161,800	178,900	203,200	240,900	276,500	296,200	316,100	336,800	368,400	409,500
5	168,400	187,500	210,000	249,500	285,200	305,600	325,600	346,700	378,800	420,600
6	176,300	194,800	216,300	258,100	293,700	315,100	335,200	356,600	389,100	431,000
7	184,900	201,500	222,600	266,700	302,300	324,600	344,900	366,700	399,600	441,200
8	192,200	208,200	228,900	275,300	310,500	334,200	354,700	377,100	409,900	451,400
9	198,900	214,200	236,500	283,900	318,900	343,900	364,800	387,400	420,200	461,600
10	205,600	220,200	244,000	291,900	327,300	353,700	375,000	397,900	430,400	471,800
11	211,600	226,400	251,500	299,900	335,800	363,800	385,200	408,200	440,500	482,000
12	217,600	232,700	259,000	307,900	344,200	373,900	395,400	418,400	450,400	492,100
13	223,800	240,100	266,700	316,000	352,600	384,100	405,600	428,600	460,200	502,100
14	230,100	247,300	274,100	324,100	361,000	394,300	413,700	438,700	469,900	509,900
15	237,500	254,700	281,600	331,800	369,400	404,100	421,700	447,800	479,100	514,300
16	244,700	262,100	289,300	339,600	377,500	411,200	428,800	455,800	484,100	
17	251,600	268,900	297,300	347,400	385,400	418,000	434,700	460,700	488,400	
18	258,100	275,800	305,400	355,100	392,500	423,700	440,400	465,500	492,500	
19	264,200	282,800	313,500	362,800	398,900	428,300	444,900	470,200		
20	270,600	289,500	321,200	370,100	403,400	432,900	449,300	474,200		
21	277,000	296,300	329,000	377,300	407,500	437,200	453,100	478,000		
22	283,300	303,100	336,700	384,400	411,400	441,400	456,800			
23	289,800	309,800	344,400	390,700	415,200	445,000				
24	296,100	316,500	352,100	395,000	418,900	448,600				
25	302,100	323,200	359,400	398,900	422,100					
26	308,200	329,900	366,600	402,500	425,300					
27	314,000	336,800	373,700	406,100						
28	319,600	343,000	379,900	409,800						
29	324,000	348,600	384,100	412,800						
30	328,300	353,500	388,000	415,800						
31	332,800	358,500	391,600							
32	337,200	361,900	395,100							
33	339,800	365,200	398,800							
34		368,500	401,800							
35		371,800	404,700							
36		374,500								

備考 この表は、警察官に適用する。

附 則

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成五年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成五年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第八号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項ただし書中「信託業務を兼営する銀行」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関」に改める。

第四十七条の二第一項ただし書中「信託業務を兼営する銀行」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関」に改める。

第一百十九条第三項中「石炭鉱業合理化臨時措置法」を「石炭鉱業構造調整臨時措置法」に改める。
附則第四条中「第二十四条第一項第九号及び第十号」を「第二十四条第一項第十号及び第十一号」に改める。

附 則

この条例は、平成五年四月一日から施行する。ただし、第百十九条第三項及び附則第四条の改正規定は、公布の日から施行する。

鳥取県福祉地区及び福祉事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

鳥取県条例第九号

鳥取県福祉地区及び福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

鳥取県福祉地区及び福祉事務所設置条例（昭和三十年三月鳥取県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（名称、位置及び区域）

第二条 福祉地区の名称及び区域は別表の上欄のとおりとし、当該地区を所管区域とする福祉事務所の名称及び位置はそれぞれ同表の中欄のところとする。

2 福祉事務所は、社会福祉事業法第十三条第六項の事務以外の事務を分掌する場合には、当該事務について、別表の上欄の福祉地区のほか、そぞれ同表の下欄の区域を管轄する。
別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

福祉地区	区城	福祉事務所	福祉地区以外の所管区域
東部福祉地区 中部福祉地区	岩美郡、八頭郡及び氣高郡 東伯郡	東部福祉事務所 中部福祉事務所	
	西伯郡及び日	倉吉市	鳥取市
		米子市	米子市及び境港市
		倉吉市	鳥取市

附則

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

平成五年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成五年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十号

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

鳥取県特別医療費助成条例(昭和四十八年七月鳥取県条例第二十七号)

の一部を次のように改正する。

別表第五号を次のように改める。

五 三歳未満の者(一歳以上の者にあつては、病院又は診療所に入院し、

又は入所している者に限る。)

附則

1 この条例は、平成五年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成五年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十一号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和四十四年十月鳥取県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

本則の表看護職員修学資金の項免除の条件の欄第一号イ(3)中「第一条の五第二項」を「第一条の五第三項」に改める。

附則

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部を改正する

条例をここに公布する。

平成五年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十二号

鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部を改正する条例

鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例（昭和四十四年十月鳥取県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十六条第五項」を「第十六条第三項」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とする。

附 則

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

鳥取県家畜人工授精師講習手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成五年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十三号

鳥取県家畜人工授精師講習手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県条例第十三号

鳥取県家畜人工授精師講習手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県家畜人工授精師講習手数料徴収条例（昭和六十二年三月鳥取県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「又は家畜人工授精及び家畜受精卵移植」を「家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会又は家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植」に改める。

第二条第一号中「家畜受精卵移植」を「家畜体内受精卵移植」に改め、同条に次の一号を加える。

三 家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会 五万四百円（家畜改良増殖法施行規則第二十四条の二第五項に規定する者にあつては、一万円）

附 則

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

鳥取県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成五年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十四号

鳥取県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

鳥取県港湾施設管理条例（昭和三十五年四月鳥取県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「一年以内」の下に「（港湾施設用地に建物を設置する場合に

あつては、五年以内)」を加える。

附 則

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

鳥取県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成五年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十五号

鳥取県建築基準条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準条例(昭和四十七年十二月鳥取県条例第四十三号)の一
部を次のように改正する。

第九条の二中「次の表の上欄に掲げる区域」を「都市計画法及び建築基
準法の一部を改正する法律(平成四年法律第八十二号)附則第四条の規定
によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の法(以下「
旧法」という。)第二条第二十一号に掲げる第一種住居専用地域、第二種
住居専用地域及び住居地域」に、「法別表第四の欄の各号」を「旧法別表
第四の欄の各号」に、「次の表の下欄に掲げる」を「いずれも同欄の(二)の」
に改め、表を削る。

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則

鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例及び鳥取県
営業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成五年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十六号

鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例及び鳥取県
営業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)
第一条 鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例(昭和五
十年七月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。
第四条に次のたどし書を加える。

ただし、回数券により使用料を徴収する場合においては、規則で定
めるところによる。
別表の二を次のように改める。

二 体育施設使用料

タ ー プ ー	鳥 取 県 立 西 部 健 康 增 進 セ ン	鳥 取 県 立 東 部 健 康 増 進 セ ン		区		分		金		額	
		一 般 利 用	一 般 人	兒 童 又 は 中 學 校 の 生 徒	一 人 一 回 に つ き	九 〇 円	一 般 利 用	一 般 人	兒 童 又 は 中 學 校 の 生 徒	一 人 一 回 に つ き	
		テニスコート	大トレーニングルームの専用利用	全部専用	四分の一専用	一時間につき	一時間につき	六一〇円	一人一回につき	一七〇円	
		大トレーニングルームの専用利用	全部専用	四分の一専用	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一五〇円	一人一回につき	九〇円	
	幼児、児童又は中学校の生徒	冷水	温水	部分専用	三分の一専用	一時間につき	一時間につき	三〇〇円	一人一回につき	九〇円	
		超過利用	超過利用	基本利用	四分の一専用	一人につき	一人につき	二二〇円	一人一時間につき	八〇円	
		超過利用	基本利用	基本利用	一人につき	一人につき	一人につき	一一〇円	一人一時間につき	六〇円	

		高等学校の生徒、 学生又は一般人		温水		基本利用	
		冷水		超過利用		一人につき	
		基本利用		超過利用		一人につき	
鳥取県	立中部 健康増 進セン ター	トレ ーニ ング ホー ル	一般利用	児童又は中学校の生徒、 一般学校の生徒、学生又は	一人一回につき	一人一時間につき	二二〇円
			全部専用	一人一回につき	一人一回につき	一人につき	一七〇円
			大トレーニングルームの専用利用	三分の一専用	一時間につき	九二〇円	九〇円
		テニスコート	部分専用	四分の一専用	一時間につき	三〇〇円	九〇円
				一コート一時間につき	二三〇円	三〇〇円	三〇〇円

備考

1 利用時間が一時間未満であるとき、又は利用時間に一時間未

満の端数があるときは、一時間として計算するものとする。

2 午後五時以降においてトレーニングホールの大トレーニングルームを専用利用の方法で利用する場合の使用料の額は、この

表に定める使用料の額に専用面積が一分の一を超えるときは三

百円、専用面積が一分の一以下のときは百五十円を加えた額と

する。

3 この表において「基本利用」とは二時間までの利用をいい、「超過利用」とは二時間を超えて利用する場合の当該二時間を超える時間における利用をいう。

別表の三中「一六〇円」を「一七〇円」に、「三九〇円」を「四二〇円」に改める。

別表に四及び五として次のように加える。

四 用具使用料

用具の価格等を勘案して知事が別に定める額

五 水泳教室参加料

鳥取県立西部健康増進センター

区 分	金 額
幼稚、児童又は中学校の生徒	一人一課程につき 三、六七〇円
高等学校の生徒、学生又は一般人	一人一課程につき 七、三四〇円

(鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第二条 鳥取県営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年十二月鳥取県

条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第四号を削る。

第六条の二を削る。

第七条第一項中「別表第一」を「別表」に改め、同条第二項を削る。

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

(施行期日)

1 この条例は、平成五年四月一日から施行する。

(皆生温泉公園の回数券に係る措置)

2 第二条による改正前の鳥取県営企業の設置等に関する条例(以下「旧

条例」という。)第七条第二項ただし書の規定に基づき回数券により徵収された皆生温泉公園の入園料金(知事が定めるものに限る。)は、知事が定めるところにより還付するものとする。

3 旧条例第七条第二項ただし書の規定に基づき皆生温泉公園のプール利用料金又はテニスコート利用料金を回数券により徵収された者は、第一

条の規定による改正後の鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例第四条ただし書の規定に基づき鳥取県立西部健康増進センターのプール又はテニスコートの使用料を回数券により徵収された者とみなす。

4 鳥取県営埋立事業等についての地方公営企業法の規定の適用に関する条例(一部改正)

条例(昭和三十八年五月鳥取県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

題名中「鳥取県営埋立事業等」を「鳥取県営埋立事業」に改める。

本則中「及び観光施設事業」を削り、「次の各号に掲げる日」を「昭和三十八年五月二十日」に改め、各号を削る。

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成五年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十七号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例（昭和三十二年三月鳥取県条例第十四号）の一
部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「四六人」を「四九人」に、「九一人」を「九九
人」に、「五二七人」を「五五〇人」に、「四五六人」を「四二三人」に
改め、同項第二号中「二二三三人」を「二二五人」に改める。

附 則

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改
正する条例をここに公布する。

平成五年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十八号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部
を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十
九年十二月鳥取県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び
住居地域」を「第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一
種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地
域、第二種住居地域又は準住居地域に關する都市計画が決定されたとき
は、當該決定に係る区域については、當該決定に係る都市計画法第二十
一条第一項の規定による告示があつた日）までの間は、この条例による改
正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第三
条第一項第一号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、
同号中「都市計画法」とあるのは、「都市計画法及び建築基準法の一部
を改正する法律（平成四年法律第八十二号）附則第三条の規定によりな
おその効力を有することとされる都市計画法」とする。

種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第
二種住居地域及び準住居地域」に改める。

第八条第一号及び別表第一の備考四中「同条第二項」を「同条第三項」
に改める。

附 則

1 この条例は、公安委員会規則で定める日から施行する。ただし、第八
条第一号及び別表第一の備考四の改正規定は、平成五年四月一日から施
行する。

2 この条例の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する
法律（平成四年法律第八十二号）第一条の規定による改正前の都市計画
法（昭和四十三年法律第百号）の規定により定められている第一種住居
専用地域、第二種住居専用地域又は住居地域に關しては、この条例の施
行の日から起算して三年を経過する日（その日前に都市計画法及び建築
基準法の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の都市計画法第
二章の規定により第一種低層住居専用地域、第一種低層住居専用地域、
第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地
域、第二種住居地域又は準住居地域に關する都市計画が決定されたとき
は、當該決定に係る区域については、當該決定に係る都市計画法第二十
一条第一項の規定による告示があつた日）までの間は、この条例による改
正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第三
条第一項第一号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、
同号中「都市計画法」とあるのは、「都市計画法及び建築基準法の一部
を改正する法律（平成四年法律第八十二号）附則第三条の規定によりな
おその効力を有することとされる都市計画法」とする。

鳥取県団体営土地改良事業助成条例を廃止する条例をここに公布する。

平成五年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十九号

鳥取県団体営土地改良事業助成条例を廃止する条例

鳥取県団体営土地改良事業助成条例（昭和四十二年三月鳥取県条例第三号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成五年四月一日から施行する。

（補助金の返還に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による廃止前の鳥取県団体営土地改良事業助成条例（以下「旧条例」という。）の規定により交付された補助金については、旧条例第六条の規定は、なおその効力を有する。

（平成五年度以降分の補助金の交付）

3 施行日前に行われた団体営土地改良事業については、旧条例の規定により平成五年度以降に交付するものとされる補助金の額の範囲内で、知事が別に定めるところにより補助金を交付するものとする。